

パブリックコメントの結果について

募集期間：令和3年2月1日～令和3年2月26日

応募件数：12件

12件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
9件	0件	0件	3件	0件	12件

【文章修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】・・・既に記述済みのもの。

【検討】・・・計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

募集要件

1. 弘前市内に住所を有する人
2. 弘前市内に事務所等を有する人、又は団体等
3. 弘前市内に勤務する人
4. 弘前市内の学校に在学する人
5. 弘前市に対して納税義務がある人、又は寄附を行う人
6. 本計画（変更素案）に利害関係を有する人

提出された意見等の詳細及び回答

番号	応募方法	募集要件	意見等	回 答
1	Eメール	1,3,5	<p>● P9(素案 P1)の第1編第1章1 (1) の変更箇所</p> <p>意見 : 武力攻撃事態=A、武力攻撃予測事態=B、緊急対処事態=Cについて、以下のようにみえるので、8, 9 行目だけ「及び」になっている理由をご教示ください。</p> <p>1, 2行目「Aand B or C」</p> <p>8, 9行目「Aand B and C」</p> <p>10行目 「Aand B or C」</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご意見を踏まえて、県の計画に準じて、8, 9 行目の「及び」を「又は」に修正します。</p>
2	Eメール	1,3,5	<p>● P9(素案 P1)の第1編第1章1 (3)、P10(素案 P2)の第1編第1章3 (1)の変更箇所</p> <p>意見 : 国民保護措置と緊急対処保護措置の関係は「又は」ではなく「及び」ではないでしょうか。(一方の事項について定めないということはないと思うので。)</p>	<p>【反映困難】</p> <p>その時の事態において、どちらかを選択することになるため、「又は」としております。</p> <p>なお、国・県の計画でも「又は」となっております。</p>

3	Eメール	1,3,5	<p>● P18(素案 P10)の図の※</p> <p>意見 : 「～観測値の平均をもとに算出～」とありますが、実際は単に「グラフ化」だと思うので、変更をお願いします。なお、気象庁のデータの更新が間に合えば、2020 年までのデータで差し替えをお願いします。(さすがに 10 年経過すると数値の変更がそれなりにありますので。)</p> <p>参考 : ※ 欄外</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご意見を踏まえて、県の計画と同様に「※ 降水量、平均気温及び最深積雪量については平年値(統計期間 1981～2010 年)」に修正します。</p> <p>また、気象庁のデータ更新が、令和 3 年 6 月頃に予定する本計画の最終案に間に合えば、気象庁データをもとに修正します。</p>
---	------	-------	--	---

4	Eメール	1、3、5	<p>● P24(素案 P16)の(2)</p> <p>意見1：新しく追加となったものの、前段にNBC攻撃に関する記述がないことから、以下のような記載を追加してはいかがでしょうか。</p> <p>追加案：特殊な対応が必要なNBC攻撃に対する対応については、基本指針において次のとおり示されている。(前半は基本方針のP11(素案 P3)第2章○3 目目の引用、後半は(1)の種類の本文の最終行を利用)</p> <p>意見2：NBC攻撃はここが初出のため、P43にある表現を追加し、P43(素案 P35)のカッコは記載を削除してはいかがでしょうか。</p> <p>現行：NBC攻撃</p> <p>変更案：NBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご意見を踏まえて、次のように修正します。</p> <p>(2) NBC攻撃の場合の対応</p> <p>特殊な対応が必要なNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)に対する対応については、国の基本指針において次のとおり示されている。</p>
---	------	-------	---	---

5	Eメール	1,3,5	<ul style="list-style-type: none"> ● P25(素案 P17)の2の赤字 <p>意見1：一つ目の「国の基本方針～」は「国の基本指針」ではないでしょうか。</p> <p>意見2：基本指針は、P9(素案 P1)第1編第1章1(1)において、「国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)」と読み替えているので、「国の」は不要と考えます。</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>意見1：ご意見を踏まえて、「国の基本指針」に修正します。</p> <p>意見2：ご意見を踏まえて、国の基本指針であることをわかりやすくするために、「国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「国の基本指針」という。)」に修正します。</p>
6	Eメール	1,3,5	<ul style="list-style-type: none"> ● P28(素案 P20)の表の企画部 法務文書課 <p>意見：議会事務局はここで対応するということがよろしいでしょうか。他の「●●事務局」はP38(素案 P30)に記載があり、ほかに市議会に係る表記が見当たらないため、念のための確認です。</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>議会事務局に関する記載が欠落していたため、分担事務を含めて追加します。</p>
7	Eメール	1,3,5	<ul style="list-style-type: none"> ● P38(素案 P30)の表の市立病院 <p>意見：国立弘前病院との統合が決定しているので、(令和4年まで)など、付記してはいかがでしょうか。</p>	<p>【反映困難】</p> <p>市の行政機構としての名称であるため、このままとします。</p>

8	Eメール	1、3、5	<p>● P38(素案 P30)の表の農業委員会事務局</p> <p>意見1:「選挙管理委員会事務局」「監査委員事務局」は、「課室」欄に事務局の記載がある一方、「農業委員会事務局」は「部局」欄に事務局の記載があります。どちらが正しいのでしょうか。</p> <p>意見2:「1 会議中の委員等の避難誘導に関すること」について、他の部局・課室も会議などでは、当然委員等の避難誘導は行うと思います。ここにだけ記載があることに違和感がありますが、ここまで記載しないと農業委員会事務局の方は避難誘導していただけないのでしょうか。</p> <p>また、現実事態が発生した際、担当職員に時間的猶予があるはずもなく、2にある「応急対策に関する委員」と現場を必死に支えることで手一杯になるはずですが、委員の避難誘導を個別に行う猶予があるなら構いませんが、記載自体がナンセンスではないのでしょうか。</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>意見1:ご意見を踏まえて、「選挙管理委員会事務局」及び「監査委員事務局」を「部局」欄に記載します。</p> <p>意見2:ご意見を踏まえて、「1 会議中の委員等の避難誘導に関すること」は削除します。</p>
---	------	-------	---	---

9	Eメール	1、3、5	<ul style="list-style-type: none"> ● P43(素案 P35)の第2の1(1)の3行目 意見 : N B C 攻撃は P24 が初出のため、カッコ内は記載を削除してはいかがでしょうか。 現行 : N B C 攻撃 (核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。) 変更案 : N B C 攻撃 	【文章修正等】 ご意見を踏まえて、「N B C 攻撃」に修正します。
10	Eメール	1、3、5	<ul style="list-style-type: none"> ● P54(素案 P46)の4 【被災情報の報告様式】 意見 : 報告日及び発生日時の元号を削除してはいかがでしょうか。表題の年月日に元号がないですし、令和から更に変更になった際にまた変更しなければなりませんので。 	【反映困難】 国・県への安否情報の照会及び報告において、元号を使用することとなっていることから、統一すべく元号を表記しております。
11	Eメール	1、3、5	<ul style="list-style-type: none"> ● P86(素案 P78)の(2)の④ 意見 : 例の一つ目の「:」が半角に見えますので確認をお願いします。 	【文章修正等】 ご意見を踏まえて、「:」を全角に修正します。
12	Eメール	1、3、5	<ul style="list-style-type: none"> ● P117-118(素案 P99-110)の第4の4 意見 : ①～③は(1)～(3)になると思いますがいかがでしょうか。 	【文章修正等】 ご意見を踏まえて、①～③を(1)～(3)に修正します。

参考 : http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_amd_ym.php?prec_no=31&block_no=0166&year=&month=&day=&view